

三、委員長關西遊説に關する件(可決)
四、書記長を新潟、富山地方へ派遣の件(可決)
五、神道委員を茨城地方へ派遣の件(可決)

六、組合對策の件(可決)

(イ)組合對策部を確立すること。

(ロ)部員——糸川、石原、徳田、長井、鈴木、福島、山花。

七、綱領草案決定の件(可決)

(イ)本部提出綱領案を参照せられたし。

第三回本部委員會(九月二十八日)

報告

一、組合對策部報告(徳田)

二、新潟縣長野縣及び北陸地方情勢(細道)

三、茨城地方情勢(神道)

四、東京地方情勢(中村)

五、静岡地方情勢(上村)

決議事項

一、高岡支部承認に關する件(可決)

(イ)戸森氏の支部を認めず

二、政策草案決定の件(小委員會附托)

三、運動方針大綱草案決定の件(小委員會附托)

第四回本部委員會(十月六日)

決議事項

一、規約草案決定の件(可決)

(イ)本部草案を参照せられたし。

二、大會に提出すべき議案決定の件(可決)

三、政策草案決定の件(可決)

(イ)本部草案を参照せられたし。

第五回本部委員會(十月八日)

報告

一、關西地方情勢(大山)

決議事項

一、上村委員および中村辯護士を静岡地方へ派遣の件(可決)

二、糸川委員を青森地方へ派遣の件(可決)

三、大山委員長を長野地方へ派遣の件(可決)

四、自由労働自治會代表者として大沼君を本部委員に加へる件(可決)

五、黨名に關する本部案決定の件(可決)

(イ)本部案としては「勞農黨」に決定。

六、結黨大會期日並に場所決定の件(可決)

(イ)十一月一日二日に東京に於て開催することに決定。

七、全國代表者會議召集の件(否決)

八、組合代表者會議に關する件(可決)

(イ)黨が自ら組合會議を召集するのではなく、

(ロ)黨は組合會議の開催を可能ならしめるために斡旋する。

九、代議員の資格に關する件(可決)

(イ)支部並に支部聯合會の代表者と、

(ロ)組合、組合有志、工場の代表を代議員として認む。

十、入會申込書作製の件(可決)

十一、運動方針大綱決定の件(可決)

(イ)本部提出運動方針草案を参照せられたし。

第六回本部委員會(十月十二日)

報告

一、静岡地方情勢報告(上村)

二、大會々場交渉の結果報告(細道)

決議事項

一、結黨大會期日の件

(イ)前決定通り。

二、各種議案の内容討論決定

(三) 本部活動報告

(一) 九月六日新勞農黨準備會本部が確立せられて以來、本部の活動は、本部の充實と全国各地の組織再建の激勵とに向けられながらも、殆んど大部分の努力は結黨準備に向つて集中せられた。僅か一ヶ月餘の間に正式會議を開くこと七回、大車輪の努力が拂はれたに拘らず、比較的全国的・地方的組織ならびに闘争を指導し得ざりしは全く右の結果である。だが、結黨大會の爲の準備に於ては、先づ満足すべき状態に於て同志諸君を迎へることを得たと信する。即ちわが結黨大會をして單なる結黨の爲めの大會に終らしめずして、結黨後直ちに闘争に突入する爲めの大會たらしめ得たのである。

綱領、政策、規約、殊に組織並に活動に關する一般運動方針の原案の内容はそれを示すに足るものであると信する。

(二) だが、多忙にして人手の足りない状態の中に於ても、本部は出来る限りの力をさいて地方の組織に努力する地方の同志諸君の活動に援助の手を延べた。大山委員長の關西派遣及び各委員の地方派遣の如き之れである。以下各部に分つて簡單な報告をする。

(1) 組織宣傳部